

身近な福祉の相談役

あなたのまちの

民生委員・児童委員



民生委員・児童委員のマーク



※ 民生委員・児童委員って？

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された福祉に関するボランティアで、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。また、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員を主任児童委員といいます。

現在市内では、約600人の委員が活動しています。

※ どんなことをしているの？

高齢者や障害のある人、子育てに関すること、生活・健康への不安など、住民の立場に立って、さまざまな相談に応じ、福祉サービスの情報を提供したり、行政や福祉事業者などとのパイプ役になったりします。

「広げよう 地域に根ざした思いやり」

四日市市民生委員児童委員協議会連合会 会長 藤澤和実さん



私たち民生委員・児童委員はこのスローガンの下、住民の立場に立った相談や支援を行い、安心して暮らせる、孤立をなくす、虐待や犯罪から子どもを守ることを目指して日々活動しています。

しかし、困っている方を支援する立場にはあるものの、地域の皆様の助け無しにはこの活動は成り立ちません。私たちも皆様の思いやりに支えられて活動を続けられています。そのことに深く感謝するとともに、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

例えば、こんなことをしています



担当地区の高齢者宅を訪問し、地区の催しの情報を伝えたり、相談を受けたり、日常生活の様子を聞いたりします。



親子の触れ合いイベントなど、子育て支援にも力を入れています。(写真は約80組の親子が参加したクリスマス会)



市民と行政・福祉事業者とをつなぐために、市役所や在宅介護支援センターなどに相談することもあります。

今年は、3年に一度の
改選の年です

民生委員・児童委員の任期は3年で、現在の委員が平成28年11月30日で任期満了となるため、12月に一斉改選が行われます(再任も可能です)。